

Q

修繕工事について

A

☎ 燕・弥彦総合事務組合水道局 0256-77-9400（代表）

Q. トイレから漏水しています。水道局で修繕してもらえますか？

A. 水道メーターの下流側（建物側）の水道器具等の修繕は水道局では行いません。燕・弥彦総合事務組合が指定した「指定給水装置工事事業者」へお客様から直接依頼してください。

[指定給水装置工事事業者はこちらをクリック](#)



Q. 水洗トイレの水が止まらないのですが、どうしたらよいのですか？

A. 水道メーターの下流側（建物側）の水道器具等はお客様から管理いただくものです。器具メーカーか販売店、または「指定給水装置工事事業者」へ依頼してください。

[指定給水装置工事事業者はこちらをクリック](#)



Q. トイレを修繕してもらったが工事費用は水道料金と一緒に支払うのでしょうか？

A. 水道メーターの下流側（建物側）の修繕にかかる工事費用はお客さまが依頼した工事事業者へ直接お支払いいただくものですので、水道料金と一緒に請求をすることはありません。



Q. トイレの修繕を依頼したら納得できないほど高額な請求をされたのですが、適正な金額なのでしょうか？

A. 水道局では水道メーターの下流側（建物側）の修繕にかかる工事単価の指定はしていません。工事費の内訳は、修理を依頼した工事事業者へ直接お問い合わせください。

なお、今後、修繕を依頼する場合は、複数の工事事業者から見積もりをとるほか、工事が始まる前にくわしい説明を求めるようご注意ください。



Q. メーターボックスを車で踏み、壊してしまいました。
水道局で取り替えてもらえますか？

A. メーターボックスはお客様の所有物ですので、水道局では取り替えは行いません。燕・弥彦総合事務組合が指定した「指定給水装置工事事業者」へ取り換えを依頼してください。

[指定給水装置工事事業者はこちらをクリック](#)

